

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

平成20年3月3日

条例第2号

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 広域連合が、法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に対し、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第32号。以下「後期高齢者医療条例」という。)附則第9項から附則第11項まで、附則第1

8 項又は附則第 2 3 項の規定に基づき、保険料を賦課するための財源（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 3 2 5 号。以下「国庫負担金算定政令」という。）第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する額を除く。）に充てる場合

(2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

(3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び関係市町村（京都府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年規約第 1 号）第 2 条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合

(4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び関係市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合

(5) 広域連合が、所得の少ない被保険者に対し、後期高齢者医療条例第 1 4 条第 1 項第 1 号の 2 の規定に基づき、保険料を賦課するための財源（国庫負担金算定政令第 10 条第 1 項に規定する額を除く。）並びに同条例第 1 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、保険料を賦課するための財源に充てる場合

(6) 広域連合が、所得の少ない被保険者に対し、後期高齢者医療条例附則第 1 9 項から附則第 2 1 項まで又は附則第 2 4 項から附則第 2 6 項までの規定に基づき、保険料を賦課するための財源（国庫負担金算定政令第 10 条第 1 項に規定する額を除く。）に充てる場合

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合にお

いて、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則（平成 21 年 2 月 16 日条例第 3 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 7 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。